

7. 障害者自立支援法に基づくサービス

2) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療の内容は、下記の通りとなっています。

自立支援医療制度	内容
更生医療	身体障がいがある人の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療です
育成医療	身体障がいがある児童の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めたりするための医療です
精神通院医療	精神障がいや、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要がある人のための医療です

《費用》

原則1割が自己負担となります。所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

一定所得以下(市町村民税非課税)			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円超	市町村民税(所得割額) 3万3千円未満	市町村民税(所得割額) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割額) 23万5千円以上
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の負担上限額	自立支援医療対象外 (医療保険の負担上限額)	
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 10,000円	負担上限額 40,200円	
			重度かつ継続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

【担当】洞爺湖町栄町63番地1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006